

エネルギー使用合理化事業者支援補助金
(民間団体等分) (L P ガス分)

業 務 方 法 書

平成 2 7 年 4 月

エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分) (L P ガス分) 業務方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が定めるエネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分）交付要綱（平成 23・03・31 財資第 5 号。以下「要綱」という。）第 2 2 条により、日本 L P ガス団体協議会（以下「日団協」という。）が、要綱に基づき行うエネルギー使用合理化事業者支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 日団協が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及びその他法令並びに要綱に定めるところによるほか、この業務方法書による。

(補助事業及び要件)

第3条 日団協は、燃焼設備である工業炉、ボイラ、乾燥炉、焼却炉、冷温水機、自家発設備等のエネルギー多消費型設備（以下「対象設備」という。）であって、次の要件に適合する設備を設置するエネルギー使用合理化事業者支援補助事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する事業を行う（〔別表 1〕参照）。

- (1) 家庭用需要を除く全業種を対象とする。
- (2) 対象設備を更新または改造して石油ガスを主原料とするガスを使用すること（〔別表 1〕参照）。
- (3) 対象設備が、エネルギー多消費型設備の基準に該当すること。なお、エネルギー多消費型設備の基準については、公募開始前に第 6 条に定める審査委員会で決定し、結果を公表する。
- (4) 対象設備が、更新または改造前より 5 % 以上の省エネルギーが図られること、又は高効率設備の基準に該当すること。なお、高効率設備の基準については、公募開始前に第 6 条に定める審査委員会で決定し、結果を公表する（〔別表 1〕参照）。
- (5) 更新又は改造によって 12 % 以上の省 CO₂ が図られること（〔別表 1〕参照）。また、別途定めた省 CO₂ の費用対効果を満たすもの。
なお、省 CO₂ の費用対効果の基準については、審査委員会で決定し、結果を公表する。
- (6) 補助事業に要する経費であって補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）における、燃料消費量削減効果による投資回収が 4 年以上の事業であること（〔別表 1〕参照）。
- (7) 更新又は改造後の燃焼設備に燃料使用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。

2 日団協は、国の補助金の交付を得て、補助事業の普及及び広報を行う。

（補助金交付の対象）

第4条 日団協は、補助対象経費について、予算の範囲内において当該補助事業を行おうとする者に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため補助金を交付する。ただし、別に定める 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。なお、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は補助の対象外とする。

2 前項に定める補助対象経費の区分は、〔別表2〕のとおりとする。

（補助金の額）

第5条 日団協が補助事業者に対して交付する補助金の額は〔別表3〕のとおりとする。

（審査委員会）

第6条 日団協は、補助金交付を適正に行うため、日団協内にエネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の設置、運営及び審査に必要な事項は、別に定める。

（補助事業者の募集及び申請方法）

第7条 日団協は、毎年度、別に定める募集期間中に補助事業を行おうとする者を募集する。

2 前項の募集期間中に補助金を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の手続きを行うものとする。

（1）申請者は、補助金交付申請書（様式第1）に当該補助事業が補助金交付の要件に適合することを証する以下の書類を添付して日団協に提出する。

（ア）直近1ヵ年の燃料消費量実績

（イ）更新・改造前後の機器仕様及び省エネルギー率算出根拠となる書類

（ウ）更新・改造前後の設備に関わる範囲の配置図・システム図

（エ）更新・改造前設備の設置状態を示す写真

（オ）見積書の写し

（カ）事業実施スケジュール

（キ）中小企業基本法に定める中小企業であることを証明出来る書類（中小企業優遇を受けようとする場合）

（ク）次世代エネルギー・社会システム実証（スマートコミュニティー関連事業）の採択事業である事を証明する書類。（スマートコミュニティー関連事業優遇を受けようとする場合）

（ケ）その他日団協が提出を求める書類

（2）リース、エネルギーサービス、賃貸借等、補助対象設備の所有者及び使用者が単独でない場合は、共同申請とすること。

(3) 申込みは、日団協に送付又は持参することにより行い、送付の場合は消印日を受付日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

(交付決定等)

第8条 日団協は、前条第2項の補助金交付申請書の提出があり、その申請書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは審査委員会に付議するものとする。

- 2 日団協は、前項の当該申請に係る審査委員会の審査の結果を受け、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に交付決定通知書(様式第2)を通知するものとする。この場合において、日団協は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき必要な条件を付することができるものとする。
- 3 前項において、予算枠を超えた際には、費用対効果の大小で交付先の決定を行うものとし、費用対効果の算定方式については、二酸化炭素排出削減量(▲t-CO₂/年)当たりの交付補助金(千円/年)＝千円/▲t-CO₂とする。また、中小企業が実施する補助事業及び次世代エネルギー・社会システム実証(スマートコミュニティ関連事業)の採択事業については、採択において上記数式において算出した値に1/2を掛け優遇する。なお、交付先の決定を行った後に、取下げ等が発生した場合においては、繰り上げによる追加交付決定及び追加公募を実施出来るものとする。
- 4 日団協は、補助金の交付が適当でないと認めるときは理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 前条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取下げをしようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、交付申請取下げ届出書(様式第3)を日団協に提出しなければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第4)を日団協に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (ア) 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助事業の目的達成に資するものと考えられる場合。
 - (イ) 補助事業の目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
- (2) 補助対象経費の区分毎に配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
- (3) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(4) その他日団協が必要と認め指示したとき。

- 2 日団協は、前項に基づく補助事業計画変更等承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、計画変更等承認結果通知書（様式第5）を補助事業者に通知するものとする。
- 3 日団協は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。この場合、経費が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は行わないものとする。

(契約等)

- 第11条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運用上、一般の競争に付することが困難若しくは不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(債権譲渡の禁止)

- 第12条 補助事業者は、第8条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を日団協の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 日団協が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が日団協に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、日団協は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が日団協に対し、民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
- (1) 日団協は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 日団協は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲

渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、日団協が行う弁済の効力は、日団協が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（事故の報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、事故報告書（様式第6）を日団協に提出し、その指示に従わなければならない。

（実施状況の報告）

- 第14条 補助事業者は、日団協が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係る補助事業の実施状況について、指示する期日までに実施状況報告書（様式第7）を日団協に提出しなければならない。

（実績の報告）

- 第15条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する日団協の会計年度の2月15日のいずれか早い日までに、次の手続きにより補助事業の実績報告を行わなければならない。

- (1) 補助事業者は、実績報告書（様式第8）を日団協に提出する。

- (2) 報告は、日団協に送付、又は持参することにより行い、送付の場合は消印日とし、持参の場合は持参日を受付日とする。

- 2 補助事業者は、やむを得ない理由で補助事業が日団協の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の4月10日までに補助事業年度末実績報告書（様式第9）を日団協に提出しなければならない。
- 3 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ日団協の承認を受けなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第16条 日団協は、前条第1項の実績報告書を受理し、当該報告に係わる書類の審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その報告に係る補助事業の内容が、補助金の交付の決定内容（第10条第2項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対して支払確定通知書（様式第10）により通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、第8条第2項の交付決定通知における対象経費の区分ごとの補助金交付予定額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

- 3 日団協は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支払われているときは、その超える部分の補助

金の返還を請求するものとする。

- 4 前項による補助金の返還の期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を日団協に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第17条 日団協は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、これを取りまとめ、大臣に対し当該補助金の支払いを請求し、受領の後遅滞なく、補助事業者に補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の精算払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第11)を日団協に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 日団協は、第10条第1項第3号の規定による申請があった場合及び次の各号に該当すると認められる場合には、第8条第2項の規定による補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が法令、本業務方法書に基づく日団協の処分又は指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別に定める暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 日団協は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

- 3 日団協は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第16条第4項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳(様式第12)を

備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等明細表（様式第12）を第15条第1項に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

- 3 日団協は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を日団協に納付させることができるものとする。

（取得財産等の処分の制限等）

第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増価価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第13）を日団協に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

- 4 前項の納付については、第16条第4項の規定を準用する。

- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

（補助金の経理）

第21条 補助事業者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（日団協による調査）

第22条 日団協は、補助金等に係る予算の執行の適性を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

- 2 前項の調査等を行うに当たって、日団協は、職員又は日団協の指定する者に行わせることができる。

- 3 補助事業者は、日団協が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

- 4 第1項に規定する調査等は第17条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第23条 補助事業者は、別に定める暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（雑則）

第24条 この業務方法書に定めるもののほか、この業務方法書の施行に関し必要な事項は別に定める。

附則

この業務方法書は、大臣の承認を受けた日（平成２４年４月２日）から施行する。

附則

この業務方法書は、大臣の承認を受けた日（平成２７年４月９日）から施行する。

〔別表 1〕

第 3 条第 1 項に定める要件に係る詳細は以下のとおりとする。

エネルギー使用 合理化事業者支 援事業	1. 工場移転に伴う 更新・改造は対象外とする。 2. 同一事業所内において、複数台設置されている 同一または異種の設備を 更新・改造する場合は、補助期間内での 更新・改造を条件に 1 補助事業とする。
更新・改造後使 用燃料	1. 石油ガスを主原料とするガスについては、 (1) 石油ガス (2) 液化石油ガス (3) 石油ガスまたは液化石油ガスを主原料(組成比が一番高いものを「主」とする)とし、且つ、炭素換算係数が(石油ガス×1.10)未満のガスとする。 尚、石油ガスの炭素換算係数については、「特定排出者の事業活動に伴う 温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。
省エネルギー率	原油換算方式については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（換算の方法）第 4 条」における方式を用いる。
省CO ₂ 率	CO₂排出量算出に用いる炭素換算係数は、「特定排出者の事業活動に伴う 温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」に定める係数を用いる。 ただし、自家発電設備に更新する場合の購入電力の炭素係数は、国内排出削減量認証制度に定める購入電力の限界電源炭素排出係数を用いる。
投資回収年	補助対象経費/(原油換算燃料削減量×@燃料単価) 尚、燃料単価は別途決定し、公表する。

〔別表 2〕

第 4 条第 2 項に定める経費の区分は次のとおりとする。

区 分	内 容
設計費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の設備更新・改造の設計に要する経費。
既存設備撤去費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の既存設備の解体、運搬等に要する経費。
新規設備機器費 (含む計測装置)	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の更新設備・改造機器の購入等に要する経費。
新規設備設置工事費 (含む改造工事費)	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の更新設備・改造機器の設置等に要する経費。
供給・配管設備費	エネルギー使用合理化事業者支援補助事業の実施に必要な〔別表 2 別紙 1〕に記載の供給・配管設備に要する経費。

〔別表 2 別紙 1〕

1. 設計費、既存設備撤去費、新規設備機器費（含む計測装置）、新規設備設置工事費（含む改造工事費）の補助対象範囲

（1）下記の設備に対する経費を対象とする。

- ① 工業炉（脱臭装置、廃液処理装置、加熱ヒーター、熱風発生装置等を含む）
機器本体に加え、予熱帯等、その他必要と判断される設備
- ② ボイラ
機器本体に加え、給水ポンプ、給水タンク、水処理装置、蒸気ヘッダ、ドレンタンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備
- ③ 冷温水機
機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、冷温水タンク、太陽熱集熱器、その他必要と判断される設備
（室内機等は対象外とする。）
- ④ GHP
機器本体に加え、冷媒配管、室内機、その他必要と判断される設備
- ⑤ 自家発電設備
機器本体に加え、冷却塔、冷却水配管、冷却水ポンプ、水処理装置、潤滑油配管、潤滑油ポンプ、防音壁、系統連系保護リレー、排熱ボイラ、排ガスダンパ、蒸気放散塔、蒸気放散用サイレンサ、その他必要と判断される設備
（排熱ボイラの対象範囲は②に準ずるものとする。）

（2）①～⑤に加え、下記⑥の設備に対する経費を対象とする。

- ⑥ 更新・改造前燃料配管、更新・改造前燃料貯蔵設備、脱硫装置、送風機、熱交換器、煙道、煙突、燃焼制御装置、安全装置、省エネを目的とした計測装置、ガスブースタ又はガスコンプレッサ、脱硝装置、集塵装置、基礎工事
（設備建屋及び建屋に付随する設備等は対象外とする。）

（3）蒸気・冷温水配管については、対象設備間をつなぐものは対象とし、対象設備と対象外設備をつなぐものは対象外とする。
（配管に付随するポンプ等もこれに準ずるものとする。）

（4）上記（1）～（3）の設備に対する経費は、本補助事業で専用に使用する部分とし、補助事業外設備との共用部分がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

2. 供給・配管設備費の補助対象範囲

(1) 貯蔵設備

設備本体に加え、設計費・工事費・気化設備、その他必要と判断される設備

(2) ガス配管、ガス流量メータ、ガバナ、ストレーナ、緊急遮断弁、ガス漏れ警報器等必要と判断される設備に対する経費を対象とする。

(3) 本補助事業で使用する専用配管に加え、補助事業外設備との共用配管がある場合には、原則定格流量比による按分相当額を対象とする。

3. 事業の種類毎の補助対象範囲

(1) 別表2 別紙2に記載の種類毎の補助対象範囲とする。但し、更新・改造前設備の機能分を対象とする。また、能力については、熱の利用形態に原則変更がないものとする。

〔別表 2 別紙 2〕

エネルギー使用合理化事業者支援事業の類型毎の補助対象範囲<基本的考え方；更新・改造前設備の能力および機能に該当する範囲を補助対象とする>

<基本類型>

	更新・改造前		更新・改造後	補助対象範囲		更新・改造前設備例		更新・改造後設備例	
1.	①	直火	→	ガス直火	更新・改造範囲を対象	①	工業炉	→	ガス工業炉
	②		→	ガス直火 + 冷温水熱源機	更新・改造範囲を対象	②	直火式吸収冷温水機	→	ガス蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機
	③		→	ガスコージェネ	更新・改造範囲× $\frac{\text{排熱回収率}}{\text{排熱回収率}+\text{発電効率}}$ を対象	③	買電 + 蒸気ボイラ	→	ガス発電機+排熱蒸気ボイラ
2.	④	直火 + 冷温水熱源機	→	ガス直火	更新・改造範囲を対象	④	蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機	→	ガス直火式吸収冷温水機
	⑤		→	ガス直火 + 冷温水熱源機	更新・改造範囲を対象	⑤	蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機	→	ガス蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機
	⑥		→	ガスコージェネ	更新・改造範囲× $\frac{\text{排熱回収率}}{\text{排熱回収率}+\text{発電効率}}$ を対象	⑥	買電 + 蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機	→	ガス発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式吸収冷凍機
3.	⑦	コージェネ	→	ガス直火	更新・改造範囲を対象	⑦	発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式吸収冷凍機	→	買電 + ガス直火式吸収冷温水機
	⑧		→	ガス直火 + 冷温水熱源機	更新・改造範囲を対象	⑧	発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式吸収冷凍機	→	買電 + ガス蒸気ボイラ + 蒸気式吸収冷凍機
	⑨		→	ガスコージェネ	更新・改造範囲を対象	⑨	発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式吸収冷凍機	→	ガス発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式吸収冷凍機

<例外類型>

		補助対象範囲			更新・改造前設備例		更新・改造後設備例	
I	更新・改造前設備にターボ冷凍機が含まれている場合	冷温水機の更新・改造工事範囲× $\frac{\text{暖房定格能力}}{\text{暖房定格能力}+\text{冷房定格能力}}$ を対象	I	蒸気ボイラ（暖房）	+	ターボ冷凍機（冷房）	→ ガス直火式吸収冷温水機（暖房＋冷房）	
II	更新・改造前設備にモノゾエネが含まれている場合		II	モノゾエネ	+	蒸気ボイラ	→ ガス発電機＋排熱蒸気ボイラ ガス蒸気ボイラ	
	・「モノゾエネ＋ボイラ」から「ガスコージェネ＋ガスボイラ」へ更新・改造した場合	更新・改造範囲を対象		モノゾエネ	+	ターボ冷凍機	→ 買電 ガス直火式吸収冷凍機	
	・モノゾエネで発生した電気を利用した設備を天然ガスに更新・改造した場合	原則対象外（モノゾエネで発生した電気が一対一で更新・改造前設備に供給されている事が証明できる場合は対象）	III	蒸気ボイラ	+	蒸気式吸収冷凍機	→ 蒸気ボイラ ガス直火式吸収冷凍機	
III	蒸気、温水式冷温水機をガス直火式冷温水機に更新・改造し、ボイラを撤去しなかった場合	冷温水機で用いていたボイラの熱を他の用途に転用する場合、対象外	IV	直火式熱風発生装置	→	ガス蒸気ボイラ	+	蒸気式熱風発生装置
IV	燃焼システムとして冷温水熱源機以外の蒸気、温水利用機器が含まれている場合	冷温水熱源機以外の蒸気、温水利用機器は対象外	V	温水ボイラ	→	太陽熱集熱器	+	ガス温水ボイラ
V	再生可能エネルギー利用機器がシステムに含まれている場合	更新・改造範囲を対象 （太陽熱集熱器と対象機器が一対一で温水を供給していることが証明できる場合は対象）		直火式吸収式冷温水機	→	太陽熱集熱器	+	ガス直火型吸収式冷温水機

<基本類型の記号説明>

直火	更新・改造前燃料を使用した燃焼機器	（例　：ボイラ、工業炉、焼却炉、乾燥炉、直火式吸収冷温水機、KHP　等）
ガス直火	更新・改造後燃料を使用した燃焼機器	（例　：ボイラ、工業炉、焼却炉、乾燥炉、直火式吸収冷温水機、GHP　等）
コージェネ	更新・改造前燃料を使用した発電機とその排熱を利用して蒸気や冷温水を発生する機器との組合せ	（例　：発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式冷温水機、発電機+温水回収システム+温水式冷凍機　等）
ガスコージェネ	更新・改造後燃料を使用した発電機とその排熱を利用して蒸気や冷温水を発生する機器との組合せ	（例　：発電機+排熱蒸気ボイラ+蒸気式冷温水機、発電機+温水回収システム+温水式冷凍機、発電機+排熱直接投入式吸収冷温水機　等）
冷温水熱源機	蒸気を利用して冷水や温水を発生する機器、または温水を利用して冷水を発生する機器	（例　：蒸気式吸収冷温水機・吸着式冷凍機・蒸気-水熱交換器　等）

[別表 3]

第 5 条に定める補助金の額は次のとおりとする。

算 定 方 法
1. 補助対象経費の区分ごとに、下記 2. の補助率を乗じた額の合計額とし、 下記 3. の額を限度とする。
2. 補助率 補助率 1 / 3 以内
3. 1 補助事業当たりの上限額 1 . 8 億円 / 1 補助事業

(様式第1)

受 理 番 号					番 号				
					申請日(記入日)				
平成					年	月	日		

←日本LPガス団体協議会で記入

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
交付申請書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分） 業務方法書第7条
第2項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者※1

法 人 名	フリガナ											印	
	漢字												
代表者名	フリガナ												
	漢字												
役 職													
住 所	郵便番号					-							
電話番号											FAX番号		
業 種※2													
資本金											従業員数		
補助事業の対象となる設備に対する申請者の役割										所有者 ・ 使用者			

※1 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。ただし、補助対象設備を所有する予定の申請者を筆頭に記入することとし、複数の申請者が補助対象設備を所有する予定の場合は補助金交付申請金額が多い申請者を先に記入すること。

※2 業種は、日本標準産業分類における中分類(別途指定するものは小分類)までを記入すること。

2. 補助事業の担当窓口※3

法 人 名	フリガナ											印	
	漢字												
部 署 名	フリガナ												
	漢字												
担当者名	フリガナ												役 職
	漢字												
住 所	郵便番号					-							
電話番号											FAX番号		
E-mailアドレス													

※3 申請者が単独で、申請者と補助事業の担当窓口が同じ場合はE-mailアドレスのみ記入すること。
申請者が複数の場合は、全ての申請者の担当窓口について記入のうえ押印すること。

5. 補助事業の概要

更新・改造前後の燃焼設備の種類と能力	
更新(改造)前設備	
更新(改造)後設備	
付帯設備の補助対象範囲	
撤 去	
更 新	
新 設	
設備の用途	
支払い方法	
設備使用者の計画	金融機関振込 ・ リース ・ 賃貸 ・ エネルギーサービス(含むESCO) ・ 支払い委託(金融機関名称：)
共同申請情報	
その他特記事項	
中小企業優遇による申請	該当する※5, 6 ・ 該当しない
次世代エネルギー・社会システム 実証地域優遇による申請	該当する※6 ・ 該当しない

※5 該当条件は、設備の使用者が中小企業基本法に定める中小企業であること。

※6 該当する場合は証明する資料を添付すること。

6. 設備詳細

〈ボイラ〉※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 (l/h)	定格熱出力 (kW)	台数	エネルギー 多消費 型設備	設備名称	燃料消費量 (kg/h)	定格熱出力 (kW)	効率 (%)	台数

※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ			省エネルギー率	
(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造	% (定格・部分負荷) で算定	
定格仕様→定格仕様	①	④		
定格実測→定格仕様	②	⑤		
部分実測→部分想定	③	⑥		
			5 %以上の省エネ ・ 高効率設備の採用	

※7 全ての申請設備群ごとに全数記入すること。記入枠は必要な数をコピーすること。

※7 効率については、空調・冷温水機は高位発熱量基準の値、その他の機器は低位発熱量基準の値を記載すること。

※7 省エネルギー率については、別紙計算シート①にて計算し、値を記載すること。

※7 更新・改造前後対象設備定格能力等、記載事項を証明する書類を添付すること。

〈工業炉〉 ※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 (l/h)	定格出力 ()	台数	エネルギー 多消費 型設備	設備名称	燃料消費量 (kg/h)	定格出力 ()	高効率設備の導入 について	台数
								廃熱回収・断熱強 化・無し	
								廃熱回収・断熱強 化・無し	
								廃熱回収・断熱強 化・無し	
								廃熱回収・断熱強 化・無し	

※ 「燃料消費量」および「定格出力」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ

(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造
定格仕様→定格仕様	①	④
定格実測→定格仕様	②	⑤
部分実測→部分想定	③	⑥

省エネルギー率

% (定格・部分負荷) で算定
5 % 以上の省エネ ・ 高効率設備の採用

〈空調／冷温水機〉 ※7

更新・改造前設備					更新・改造後設備				
設備名称	燃料消費量 (l/h)	定格熱出力 (kW)	台数	エネルギー 多消費 型設備	設備名称	燃料消費量 (kg/h)	定格熱出力 (kW)	COP APF	台数

※ 「燃料消費量」および「定格熱出力」は設備の冷房時の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ

(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造
定格仕様→定格仕様	①	④
定格実測→定格仕様	②	⑤
部分実測→部分想定	③	⑥

省エネルギー率

% (定格・部分負荷) で算定
5 % 以上の省エネ ・ 高効率設備の採用

〈自家発電設備〉 ※7

更新・改造前設備						更新・改造後設備					
設備名称	燃料消費 量(l/h)	定格発電 出力(kW)	廃熱回収量 (kW)	台数	エネルギー 多消費 型設備	設備名称	燃料消費 量(kg/h)	定格発電 出力(kW)	廃熱回収量 (kW)	発電効 率(%)	台数

※ 「燃料消費量」および「定格発電出力」および「廃熱回収量」は設備の定格値を記載すること。

※ 必要に応じ、適した単位に修正すること。

省エネ評価データ

(更新前→更新後)	メーカー標準品	特機or改造
定格仕様→定格仕様	①	④
定格実測→定格仕様	②	⑤
部分実測→部分想定	③	⑥

省エネルギー率

% (定格・部分負荷) で算定
5 % 以上の省エネ ・ 高効率設備の採用

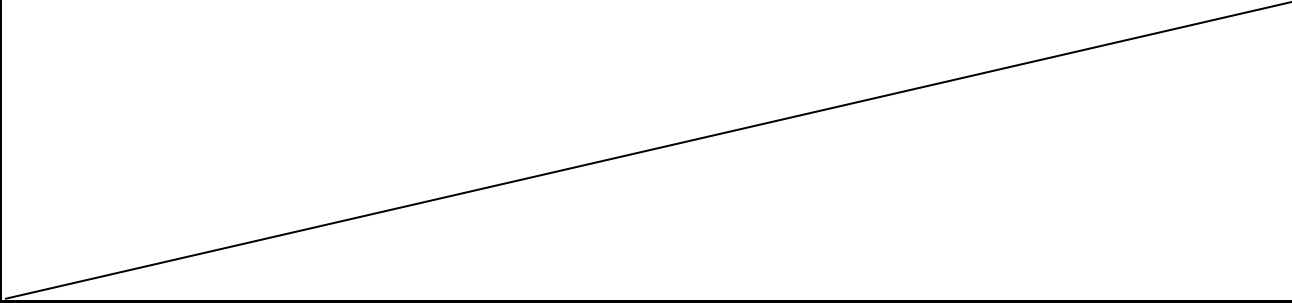
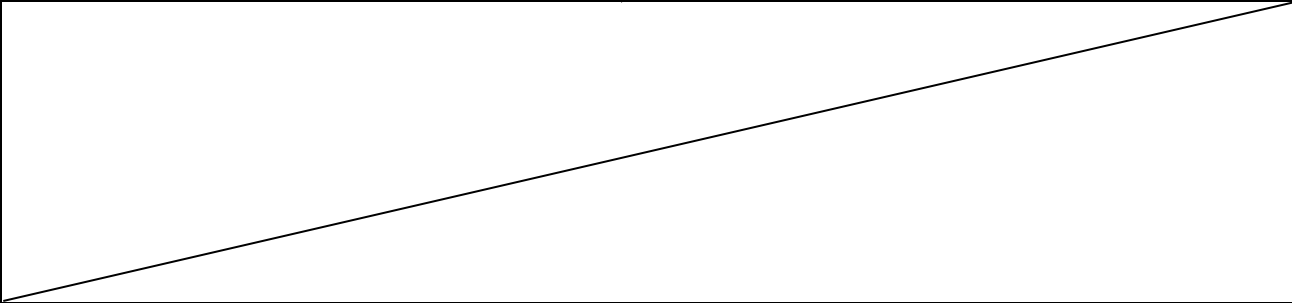
7. 更新・改造前使用燃料

燃料種別 (いずれかに○をつける)	1. 石炭		2. コークス		3. A重油		4. B重油	
	5. C重油		6. 軽油		7. 灯油		8. L P G	
	9. 液化天然ガス (LNG)				10. 天然ガス (LNGを除く)			
	11. 都市ガス		12. その他 ()					
消費量実績 [kl/年][t/年][千Nm ³] ^{※8}	実 消 費 量							
	原油換算消費量		kl/年					
C O 2 排出量		t-CO2/年						
成 分 [wt%] ^{※9}	1. C (%)		2. H (%)		3. O (%)			
	4. N (%)		5. S (%)					
	6. その他 ()							
比 重 ^{※9}								
高位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm ³]								
低位発熱量 [GJ/kl][GJ/t][GJ/千Nm ³]								
炭素換算係数	tC/GJ							

※8 直近1ヵ年の消費量実績。使用量が特定できない場合は時間当り設備燃料使用量等から推定し、その推定根拠を添付すること。適する単位を選択し、記入すること。

※9 実消費量換算に必要な場合、または、燃料種別が「その他」の場合に記入すること。

8. 更新・改造後使用燃料：L P ガス

		
想定原油換算消費量 ^{※10}		kl/年
想定C O 2 排出量 ^{※10}		t-CO2/年
		
高位発熱量	50.8	GJ/t
低位発熱量	45.8	GJ/t
炭素換算係数	0.0161	tC/GJ

※10 想定原油換算消費量、想定C O 2 排出量は必ず記入し、算出根拠を説明する資料を添付すること

9. 対象設備配置図、システム図

更新・改造前対象設備	更新・改造後対象設備
別添の「更新・改造前対象設備配置図、システム図」による※11	別添の「更新・改造後対象設備配置図、システム図」による※12

※11 「更新・改造前対象設備配置図、システム図」については設置状態を示す写真も添付すること。

※12 「更新・改造後対象設備配置図、システム図」については敷地内ガス配管の平面図も添付すること。
平面図内に口径、延長等を明記することとし、分岐がある場合はその箇所も明記すること。
複数の申請者に所有区分が分かれる場合は、区分が分かるように明記すること。

10. 補助金交付申請額※13

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円

※13 申請者が複数の場合は、合計金額を記入すること。

11. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額並びに区分ごとの配分※14

区 分	補助事業に要する経費※15	補助対象経費	補助率	補助金交付申請額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 供給・配管設備費	円	円		円
合 計	円	円		円

※14 申請者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること

※15 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）

12. 資金調達計画（補助事業に要する経費）※16

調 達 先	補 助 金	自己資金	借 入 金	合 計
調達金額	円	円	円	円

※16 申請者が複数の場合は空欄とし、申請者ごとの計画が分かる書類を添付すること

1 3. 原油換算燃料削減量、省エネルギー率、投資回収年

原油換算燃料削減量	kl/年
省エネルギー率	%
投資回収年※17	年 ≥ 4 年

※17 業務方法書〔別表1〕を参照のこと

1 4. 二酸化炭素排出削減量、省CO2率、費用対効果

二酸化炭素排出削減量	▲t-CO2/年
省CO2率	% ≥ 12%
費用対効果※18	千円／▲t-CO2

※18 (補助金交付申請額／二酸化炭素排出削減量) を記入すること。

1 5. 補助事業の開始及び完了予定日※19

開始予定日	平成	年	月	日	完了予定日	平成	年	月	日
-------	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

※19 詳細スケジュールを添付すること。

1 6. 確認事項 (有、無のいずれかに○を記載)

(1) 他の補助金との重複	
本事業に関し、他の補助金を重複して受けている。	有 ・ 無
(2) 本事業に関し、子会社・関連会社の使用の有無	
本事業に関し「出資比率15%以上の会社」を、工事請負契約者または資材購買契約者の対象として考えている。	有 ・ 無

* 本申請書に記載された個人情報は、日本LPガス団体協議会の個人情報保護方針に基づき取り扱いを致します。

(<http://www.nichidankyo.gr.jp/guide/privacy.html> 参照)

(様式第2)

平成 年 月 日

申請者

法人名
代表者名

東京都港区虎ノ門二丁目5番5号
櫻ビル8階
日本LPガス団体協議会
会 長

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 番をもって申請のあった平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）については、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金交付の対象となる事業及び内容は交付申請書のとおりとします。

2. 補助金交付予定額

補助事業に要する経費	円
補助対象経費	円
補助金交付予定額	円

3. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付予定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助率	補助金交付予定額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 供給・配管設備費	円	円		円
合 計	円	円		円

4. 交付の条件

--

当該案件の補助金交付番号は、

--

です。

(注) 補助金交付予定額は申請書の内容に基づき審査した結果による補助金の交付限度額です。
実際の交付額は「実績報告書」に基づき確定しますので予めご了承ください。

(様式第3)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

届出日(記入日)		
平成	年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
交付申請取下げ届出書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助金の申請取下げについて、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 申請者※

法 人 名	フリガナ		印
	漢字		
代表者名	フリガナ		
	漢字		
住 所	郵便番号		
	漢字		

※ 申請者が複数の場合は、全ての申請者について記入のうえ押印すること。

2. 補助金申請取下げ理由

--

(様式第 4)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

申請日(記入日)		
平成	年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分）
計画変更等承認申請書

日本 L P ガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業の計画変更等について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分） 業務方法書第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者※1

法 人 名	フリガナ		印
	漢字		
代表者名	フリガナ		
	漢字		
住 所	郵便番号		
	漢字		

※ 1 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 計画変更等の内容

--

3. 計画変更等を必要とする理由

--

4. 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分※2

区 分	補助事業に要する経費※3	補助対象経費	補助率	補助金額※4
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 供給・配管設備費	円	円		円
合 計	円	円		円

※2 計画変更により補助事業に要する経費等が交付決定の内容と異なる場合のみ記入すること。

補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること

※3 見積書の写しを添付すること。（上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。）

※4 補助金交付予定額を原則上回らないこと。

（注） 交付決定時に条件が付されている場合は、計画変更後もその条件を遵守すること。

(様式第5)

補助事業者
法人名
代表者名

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門二丁目5番5号
櫻ビル8階
日本L Pガス団体協議会
会 長

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L Pガス分）
計画変更等承認結果通知書

補助金交付番号

上記補助事業の計画変更等については、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L Pガス分）業務方法書第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 審査結果

	承 認		条件付き承認		不 承 認
--	-----	--	--------	--	-------

2. 承認の条件

3. 不承認の理由

(様式第6)

補助金交付番号

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
事故報告書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業の事故について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者※

法人名	フリガナ		印
	漢字		
代表者名	フリガナ		
	漢字		
住 所	郵便番号		
	漢字		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 事故に係る金額

円

3. 事故の理由及び採った措置

--

4. 補助事業の遂行及び完了予定日

完了予定日	平成 年 月 日
-------	-------------

(様式第 7)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)		
平成	年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分）
実施状況報告書

日本 L P ガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業の実施状況について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（L P ガス分）業務方法書第 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者※

法人名	フリガナ		印
	漢字		
代表者名	フリガナ		
	漢字		
住所	郵便番号		
	漢字		

※ 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 補助事業の実施状況の内容

--

(様式第 8)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)		
平成	年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分） 実績報告書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業が完了しましたので、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者^{※1}

法人名	フリガナ			印
	漢字			
代表者名	フリガナ			
	漢字			
住 所	郵便番号			
	漢字			

※1 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 実施した補助事業の内容

--

3. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金の額並びに区分ごとの配分※²

区 分	補助事業に要した経費※ ³	補助対象経費	補助率	補助金額
I. 設 計 費	円	円		円
II. 既存設備撤去費	円	円		円
III. 新規設備機器費	円	円		円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		円
V. 供給・配管設備費	円	円		円
合 計	円	円		円

※² 概算払がある場合はこの金額を含んだ額。

補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること

※³ 見積書、支払い証明書の写しを添付すること。
(上記金額根拠が明確に分かるように別途注釈をつけること。)

4. 補助事業開始日及び完了日

開始日	平成	年	月	日	完了日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---	-----	----	---	---	---

(注) 実績報告の際には本様式の外、別に定める資料を添付して報告すること。

(様式第9)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

報告日(記入日)		
平成	年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分) (LPガス分)
平成 年度末実績報告書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業の年度末実績について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分) 業務方法書第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業者^{※1}

法人名	フリガナ			印
	漢字			
代表者名	フリガナ			
	漢字			
住所	郵便番号			
	漢字			

※1 補助事業者が複数の場合は、全ての事業者について記入のうえ押印すること。

2. 交付予定額と翌年度への繰越額^{※2}

区 分	交付予定額		交付予定額のうち翌年度への繰越額	
	補助対象経費	交付予定額	補助対象経費	補助金額
I. 設 計 費	円	円	円	円
II. 既存設備撤去費	円	円	円	円
III. 新規設備機器費	円	円	円	円
IV. 新規設備設置工事費	円	円	円	円
V. 供給・配管設備費	円	円	円	円
合 計	円	円	円	円

※2 補助事業者が複数の場合、合計金額を記入し、事業者ごとの内訳が分かる書類を添付すること

3. 補助事業開始日及び完了予定日

開始日	平成	年	月	日	完了予定日	平成	年	月	日
-----	----	---	---	---	-------	----	---	---	---

(様式第 10)

補助事業者
法人名
代表者名

平成 年 月 日

東京都港区虎ノ門二丁目5番5号
櫻ビル8階
日本LPガス団体協議会
会 長

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
支払確定通知書

補助金交付番号

上記補助金の交付について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金交付確定額並びに区分ごとの配分

区 分	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助率	補助金交付確定額
I. 設 計 費	円	円		0 円
II. 既存設備撤去費	円	円		0 円
III. 新規設備機器費	円	円		0 円
IV. 新規設備設置工事費	円	円		0 円
V. 供給・配管設備費	円	円		0 円
合 計	0 円	0 円		0 円

2. 補助金精算払額

円

(様式第 1 1)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

請求日(記入日)			
平成		年	月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）
精算払請求書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助金に係る補助金の精算払を受けたいので、エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分）（LPガス分）業務方法書第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助事業者

法人名	フリガナ			印
	漢字			
代表者名	フリガナ			
	漢字			
住所	郵便番号			
	漢字			

2. 精算払請求金額

	円
--	---

3. 補助金の振込先

金融機関名		コード		支店名		コード	
口座番号	コード			預金種別	1. 普通	2. 当座	9. 別段
口座名義 (カナ)							
(漢字)							

(様式第12)

補助金交付番号				

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

取得財產等管理台帳 [取得財產等明細表]

[平成 年度]

財産名	規 格	数 量	単 価	金 額	取得年月日	耐用 年数	保管場所	備考

(注)

1. 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が本業務方法書第20条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 所有者が複数の場合は、備考欄に財産名ごとの所有者を記入すること。
3. 数量は同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記入すること。
4. 取得年月日は検収年月日を記入すること。

(様式第 13)

補助金交付番号

←交付決定通知書に
記載の補助金交付番号

申請日(記入日)
平成 年 月 日

平成 年度エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分)
財産処分承認申請書

日本LPガス団体協議会
会 長 殿

上記補助事業の財産処分について、エネルギー使用合理化事業者支援補助金(民間団体等分)(LPガス分) 業務方法書第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 補助事業者

法人名	フリガナ		印
	漢字		
代表者名	フリガナ		
	漢字		
住 所	郵便番号		
	漢字		

2. 財産名(仕様)、数量

--

3. 処分の方法

1. 売却 2. 譲渡 3. 交換 4. 貸与 5. 担保提供 6. その他 ()
--

4. 処分の予定時期

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 処分の理由

--

6. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び流用の目的)

--

7. 処分の条件(当該処分により収益がある場合は、その予定額を必ず記載すること)

--